

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定の手引きの概要

本手引きの目的

本手引きは、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域（イエローゾーン）及び津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の指定を円滑に行うため、指定基準や指定等の手続きに関する事項を中心にとりまとめたものであり、**本県における津波防災地域づくりの推進に資することを目的とする**ものです。

本手引きの位置付け

本手引きは、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、国、県、市町等が連携・協力して推進する津波防災地域づくりに関する施策のうち、**都道府県知事が指定することができる津波災害警戒区域（イエローゾーン）及び津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定を円滑に行うため、指定基準等**をとりまとめたものです。

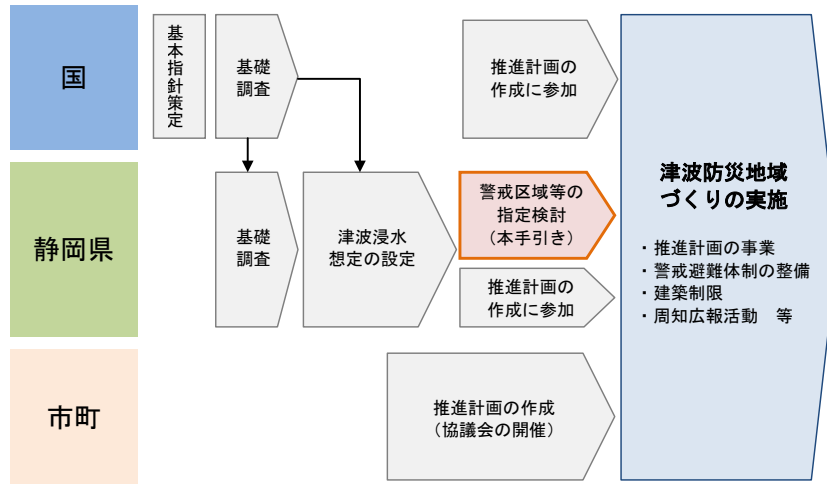


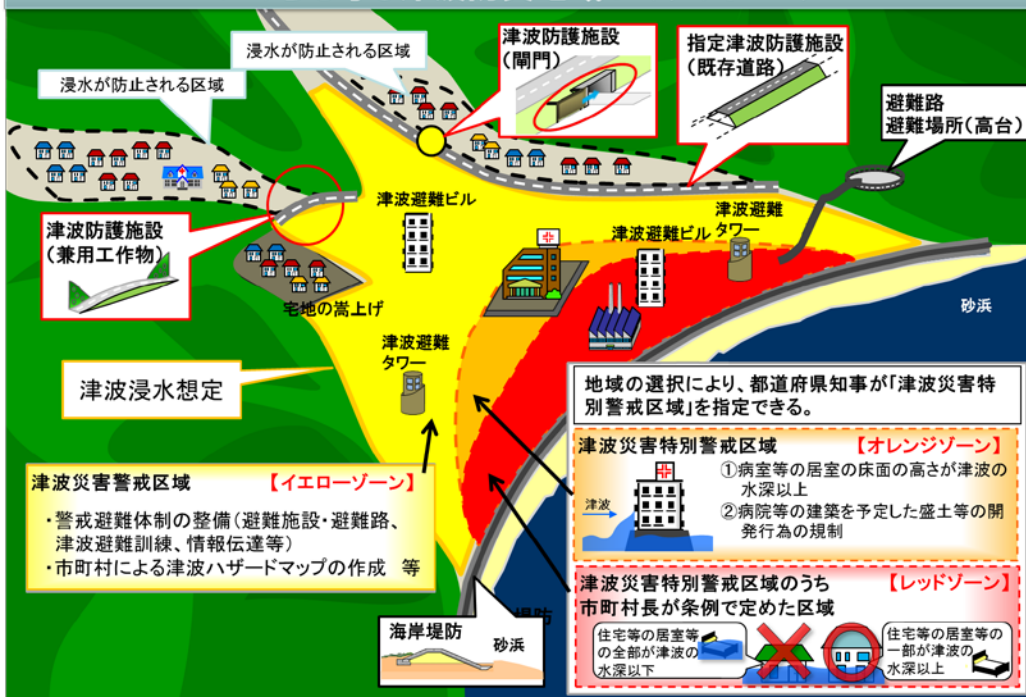
図 津波防災地域づくりに関する法律の実施フロー

津波防災地域づくりに関する法律について

これまでの津波対策は、主に海岸堤防等のハード整備を中心に行ってしてきましたが、東北地方太平洋沖地震による津波のような大規模な津波に備え、「災害には上限がない」ことを教訓に、「なんとしても人命を守る」ためには、**ハードとソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりを進めていく必要があることから、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」が定められました。**

この法律では、国土交通大臣による基本指針の策定、都道府県知事による津波浸水想定の設定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項のほか、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備、津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等が定められています。

いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



本手引きは、この津波災害警戒区域（イエローゾーン）や津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準や指定の手続き等をとりまとめたものです。

図 津波防災地域づくりに関する法律の解説資料（国土交通省資料）

津波災害警戒区域の指定の手引きの概要

津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、津波が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や基準水位により住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達、津波避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等による**警戒避難体制を特に整備すべき区域**です。

津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、**津波浸水想定に定める浸水想定区域（レベル2津波、浸水深1cm以上の区域）を基本**とします。

ただし、市町が策定する津波避難計画における避難対象地域等との整合を図るため、津波浸水想定区域に関する事項や地域コミュニティ等に関する事項を踏まえ、**地域の实情に留意して、安全側を見てこの浸水想定区域より広めに設定することを可能**とします。



図 津波災害警戒区域のイメージ図

指定の手続きの流れ

区域指定の手続きに先立ち、県から沿岸各市町に対して津波災害警戒区域の県案を示し、当該区域の指定に係る検討（指定の必要性、バッファゾーンを設定する場合の考え方等）を要請します。この要請に対して津波災害警戒区域の指定が必要と回答した市町から、以下の①～⑫の流れで指定に向けた手続きを進めます。

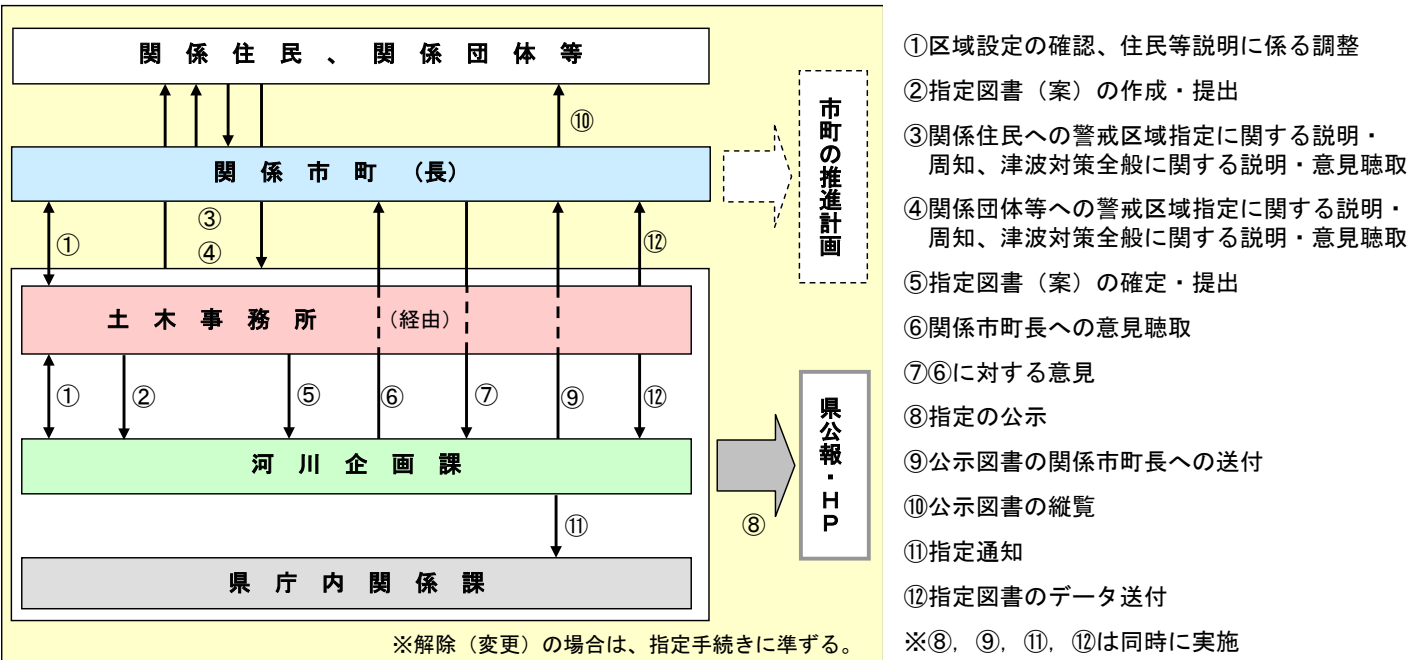


図 津波災害警戒区域の指定の手続きの流れ

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定の手引きの概要

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）とは

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）は、津波災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、津波から逃げるのが困難である防災上の配慮を要する住民等が当該建築物の中に滞在していても津波を「避ける」ことができるよう、一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築とそのための開発行為に関して、建築物の居室の高さや構造等を津波に対して安全なものとするを求める区域です。

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）は、津波浸水想定に定める浸水想定区域（レベル2津波、浸水深1cm以上の区域）のうち、「基準水位2.0m以上の区域」を基本とします。

また、レベル1津波による浸水深に津波が建物等に衝突した際のせり上がり高を加えた水位が2.0m以上の区域が、上記区域より広い場合、県と市町の協議により、当該区域を追加することを可能とします。

区域境界としては、上記条件を満たす10m×10mメッシュそのものとしますが、地域の実情等を踏まえ、**県と市町の協議により、安全側を見て広く設定することを可能とします。**

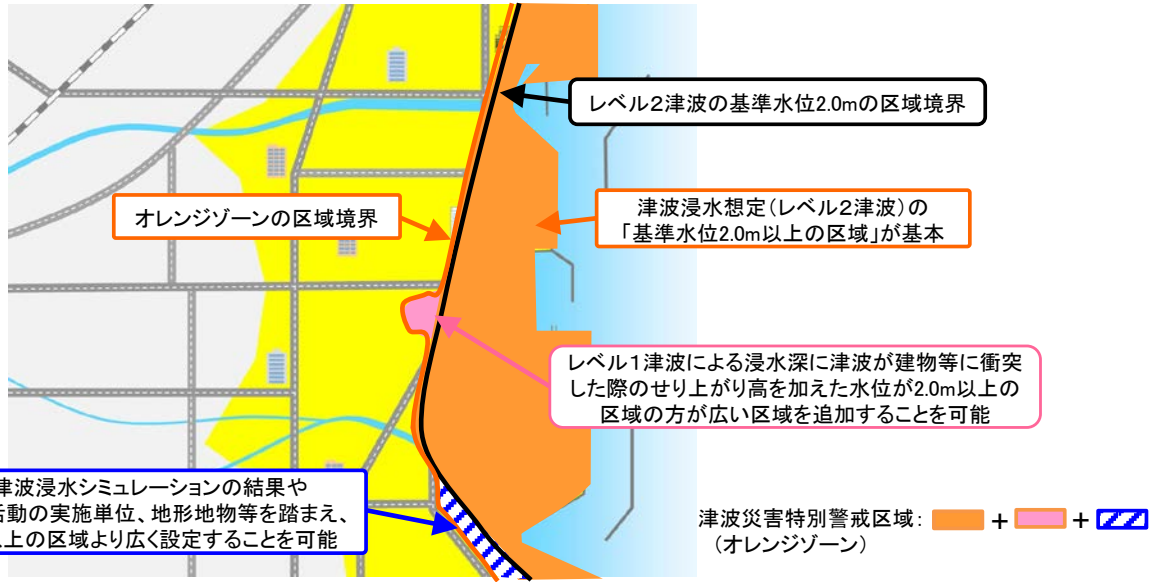


図 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）のイメージ図

指定の手続きの流れ

区域指定の手続きに先立ち、県から沿岸各市町に対して津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の県案を示し、当該区域の指定に係る検討を要請します。この要請に対して津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定が必要と回答した市町から、以下の①～⑭の流れで指定に向けた手続きを進めます。

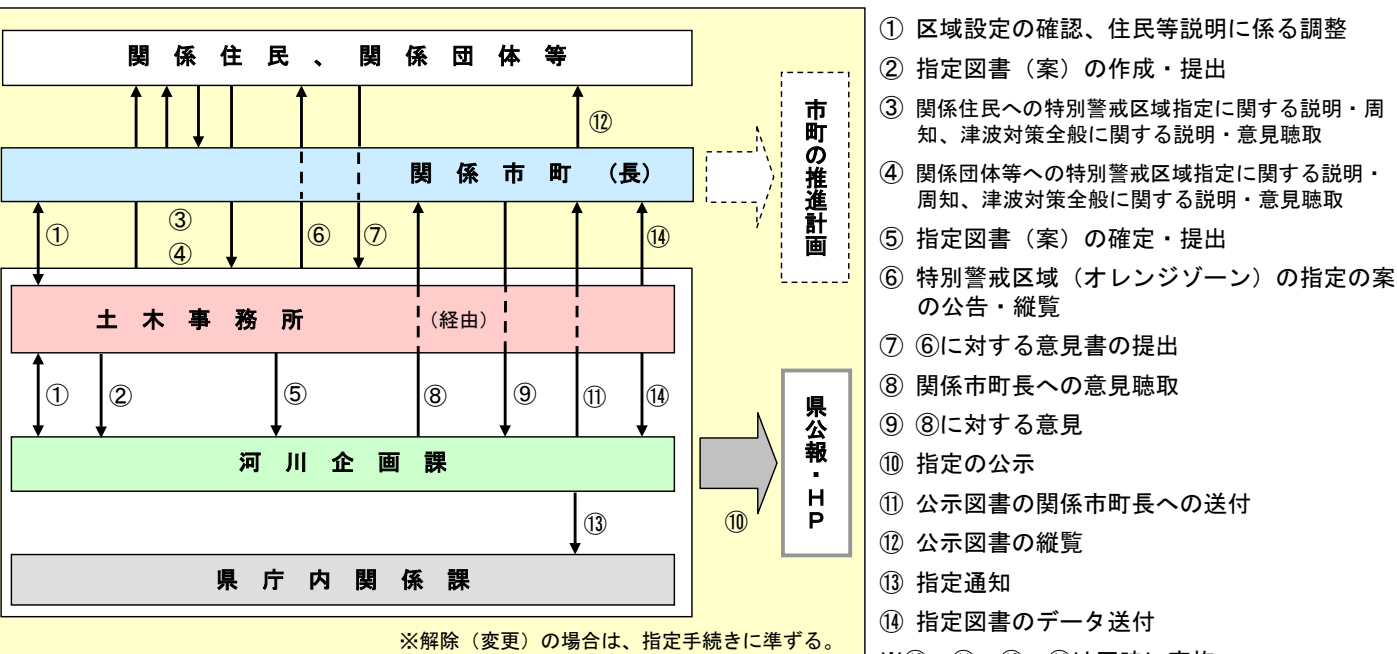


図 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続きの流れ

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定の手引きの検討経緯

- ◆津波災害警戒区域等の指定を円滑に進めるため、県が策定する区域指定に関する手引きについて、技術的・専門的な見地から意見や助言等を行うことを目的とした有識者等で構成する「静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会」を設置し、平成26年2月から平成27年9月までの1年8ヶ月の間に計5回の会議を開催し、区域の指定基準や指定の手続き等に関する検討を行ってきました。
- ◆第1～2回検討委員会で、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準等について検討し、検討結果を踏まえて昨年11月に指定の手引きを策定しました。第3～5回検討委員会では、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準や指定の手続き等の検討を行いました。
- ◆本手引きは、検討委員会での検討結果を踏まえ、昨年11月に策定した「津波災害警戒区域の指定の手引き」に津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準や指定の手続き等に関する項目を追加して、作成したものです。

静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会 委員構成

	氏名	所属・役職	分野	備考
委員長	福和 伸夫	名古屋大学減災連携研究センター長・教授	建築耐震工学、地震工学、地域防災	
委員	牛山 素行	静岡大学防災総合センター副センター長・教授	自然災害科学、災害情報学、豪雨災害	
"	柄谷 友香	名城大学都市情報学部教授	都市防災計画、都市地域計画	
"	原田 賢治	静岡大学防災総合センター准教授	津波工学	
"	五十嵐 崇博	国土交通省中部地方整備局河川部長	行政（国）	第1～2回
"	勢田 昌功	"	"	第3～5回
"	北川 雅己	焼津市役所危機管理部長	行政（市町）	第1回
"	秋山 藤治	"	"	第2～4回
"	寺尾 隆之	"	"	第5回

検討経緯と今後の予定

